

国保だより

平成18年度の国保料金が改正されました

6月定例町議会で富士見町の国民健康保険料が決まりました。この保険料は、医療費の状況や被保険者の所得状況・資産の状況等より毎年料率の改正を行っています。この7月の納税通知書等と一緒に送付する「国民健康保険料決定通知書」で通知いたしますので、「ご確認をお願いいたします。」

国民健康保険料は、所得割・資産割・均等割・平等割の按分により算定され、納付義務者は世帯主です。（世帯主が国保以外に加入している場合でも、その世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。但し、届出により国保の世帯主変更も可能です。）

また、40歳から64歳までの方は、介護保険料も合算して納めていただくこととなります。

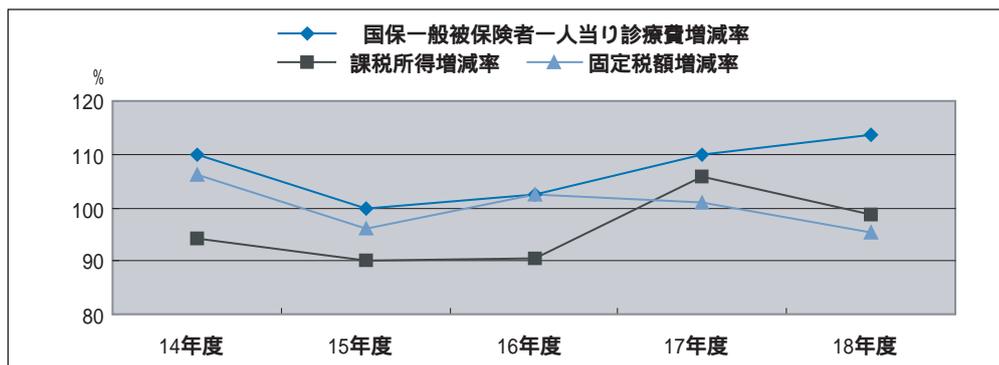
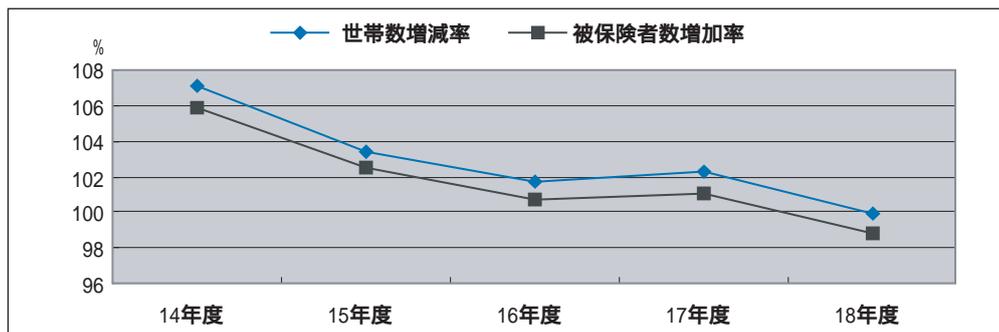
これから納めていただく保険料は、平成18年度中に納めていただく保険料の総額から、既にお知らせをして納付されている4月から6月までの保険料を差引いた残額を平成19年の3月までの9ヶ月間で納付していただきます。

【介護分】

所得割	1.69%
資産割	11.41%
均等割	11,223円
平等割	7,412円

【医療分】

所得割	5.22%
資産割	22.54%
均等割	19,109円
平等割	17,861円



富士見町の国民健康保険の状況は、被保険者数はここ数年横ばいで、賦課対象となる所得総額や固定資産税額は前年度に比べ微減状況のなか、被保険者一人当りの医療費の伸びは10%超の増となっています。【別添グラフ参照、平成18年度被保険者一人当り診療費増減率は見込み】
加入者のみなさんそれぞれが、普段から自分の健康に気をつけ、丈夫な体づくりを心がけてください。



【交通事故と国保】

交通事故などの治療で、国保の保険証を使う場合、届出が必要になります。これは加害者に賠償責任がある場合、治療などで支払われた医療費を加害者の自賠責保険等に負担してもらったためのもので、交通事故等の場合は、速やかに国保年金係に連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【人間ドックで身体チェック】

医療機関で人間ドックを受けた方に受診費用の一部を補助しています。人間ドックを受けた後、医療機関が発行した領収書と通帳印鑑、振込先の口座がわかるものをお持ちのうえ、国保年金係に申請してください。

補助額

* 日帰り受診

1万5千円

* 一泊二日受診

3万円